

第2号様式(1)ー①

(単体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成30年8月2日

那覇港管理組合管理者 翁長 雄志

**那覇港
管理組合
管理者印**

1 入札に付する事項

(1) 業務名	那覇港大型客船入出港要領（仮称）作成業務	
(2) 履行場所	那覇港	
(3) 業務内容	本業務は、急増するクルーズ船の寄港需要や大型化への対応とともに、在来船舶の航行安全や定時運航等に資する円滑かつ合理的な運航調整法等のルールづくりを行うため、「那覇港大型客船入出港要領（仮称）」（以下「入出港要領」という。）を作成するものである。	
(4) 工期	契約締結日の日から平成31年2月28日まで	
(5) 設計金額	12,668,400円	(税込)
(6) 資格審査方法	事後審査型	※本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。
(7) 最低制限価格	なし	

2 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 業種区分	土木関係コンサルタント	那覇港管理組合の測量・建設コンサルタント等業登録業者名簿において、左記の登録を有するもの。
(2) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格名簿登録年度	平成30・31年度	
(3) 登録業種	港湾及び空港	
(4)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(5)	入札日から当該委託の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。	
(6)	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。	
(7)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。	
(8)	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退するものを決める目的に当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 (a)子会社等と親会社等の関係にある場合。 (b)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等の一方が再生手続中の会社等又は更生会社である場合は除く。 (a)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。	

(9)	業務実績	対象期間	自 平成20年4月1日 至 公告日	左記の期間内に下記の対象業務を請負い、完成・引渡しが完了した業務実績を有すること。
		対象委託	土木関係コンサルタント（港湾及び空港）	
		備考		・クルーズ船の航行安全対策に関する調査検討業務 ・ビジュアル操船シミュレーター実験によるクルーズ船の入出港検討業務
(10)	配置予定技術者	備考	ア 管理技術者又は主任技術者として、上記の業務実績のある者を本業務に配置できること。	
			イ 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札日以前に3か月以上の雇用）があること。	

3 設計図書等の配布、質問及び回答

設計図書等の配布	期 間	自 平成30年8月2日（木）～至 平成30年8月16日（木）
	配 布 方 法	特記仕様書を下記配布場所にて配布する他、那覇港管理組合HPで公開する。
	配 布 場 所・問 い 合 せ 先	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 総務部 業務課 ふ頭係 電話 098-862-2328
質問・回答期間等	(1)入札・契約手続に関すること	那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 業務課 ふ頭係 電話 098-868-2578 FAX 098-862-2328
	(2)上記(1)以外に関すること	那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 業務課 ふ頭係 電話 098-868-2578 FAX 098-862-2328
質問・回答期間等	提 出 期 間	自 平成30年8月2日（木）～至 平成30年8月9日（木） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
	提 出 場 所	上記(1)に同じ。
	提 出 方 法	持参又はFAX
	回 答 方 法	上記(1)において以下の期間、閲覧に供する。
質問・回答期間等	回 答 期 間	回答日から 平成30年8月16日（木）まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

4 資格確認申請書等の提出

資 格 確 認 申 請 書	※本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。
---------------	---------------------------

5 入札手続き等

	入 札 方 法	本業務は、紙入札により実施する。
	提 出 書 類	①入札書 ②業務費内訳書
	入 札 日	平成30年8月16日 (木) 13:30
	入 札 場 所	那覇港管理組合 2階 大会議室
入 札 期 日 等	入 札 書 に 記 載 す る 金 額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	業 務 費 内 訳 書 の 提 出	ア 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。 イ 業務費内訳書には、作成年月日、項目、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載すること。 ウ 業務費内訳書には、代表者印を押印すること。 エ 管理者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。
入 札 の 無 効		本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
入 札 の 辞 退 等		落札決定後に契約締結を辞退した場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
そ の 他		ア 落札候補者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加を認めない。 イ 代理人が入札する場合は、入札を行う際に委任状及び自己の印鑑を持参すること。 ウ 委任状には、業務名を記入すること。 エ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。 オ 再度入札は、1回のみとする。

6 開札

開 札 日 時	平成30年8月16日 (火) 13:30
開 札 場 所	那覇港管理組合 2階大会議室

7 資格確認資料の提出と競争参加資格の審査

落札候補者の選定及び事後審査の実施	<p>開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入れを行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行う。落札候補者は、期限までに資格確認申請書等を提出しない場合、競争参加資格がないものとする。</p> <p>なお、落札候補者は上位から順に3者（上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りではない。）を決定し資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の競争参加資格の審査は行わないものとする。</p>	
	通 知 日	平成30年8月16日（木）17:00まで（予定）に対象業者あて通知する。
	提 出 期 限	平成30年8月20日（月）15:00まで
	提 出 書 類	①企業の業務実績（様式1） ②配置予定技術者の業務実績（様式2） ③資格確認申請書（第3号様式） ④資格確認資料（任意）
	提 出 部 数	1部
	提 出 方 法	原則、持参
競争参加資格の確認	提 出 先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 業務課 ふ頭係 電話番号 098-862-2328
	<p>競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに書面により通知する。</p> <p>平成30年8月21日（火）（予定）</p> <p>なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。</p>	
落札者の決定方法	<p>事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。</p>	
競争参加資格がないと認められた者がその理由に対し不服がある場合	<p>競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。</p> <p>管理者は説明を求められたときは、苦情を申し立て期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対し、書面により回答する。</p>	
	提 出 期 限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。
	提 出 先	那覇港管理組合 総務部 業務課 ふ頭係
	提 出 方 法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
本入札に係るる 資 料 の 取 扱 い	<p>ア 資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された資格確認申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 提出期限を過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。</p> <p>オ 資格確認申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。</p> <p>カ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>	

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。
- なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- (1)期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者
 - (2)入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合
 - (3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合
- また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那霸港管理組合に納付しなければならない。

※イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「地方公共団体等契約状況確認」を提出すること。

入札保証金

	提 出 期 限	平成30年8月15日（水）15:00 まで
	提 出 先	〒900-0035 那霸市通堂町2番1号 那霸港管理組合 総務部 業務課 ふ頭係 電話番号 098-862-2328
入札保証金 (現金納付)	提 出 方 法	ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること ※要事前連絡 イ 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を納付し、領収書（写）を上記期限までに提出すること。
入札保証保険証券・入札保証書・地方公共団体等契約状況確認資料	提 出 方 法	持参又は郵送（配達が確認できる方法にて送付すること）
	保 險 期 間 保 証 期 間	入札日から2か月とする。
有 価 証 券 等		受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当課まで連絡すること。
契約保証金		免除（那霸港管理組合契約規則第4条第1項第9号による）

9 その他の事項

配置予定技術者の確認	落札決定後、テクリス等により配置予定技術者の実績に関する違反の事実等が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。 病気等の特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
支 払 条 件	前 金 払	契約金額の30%以内
	部 分 払	適用あり ※那霸港管理組合契約規則第41条の規定回数の範囲内
契約締結時期		本業務に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示したときはこの限りではない。

請負代金等の変更	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乘じた額で行うものとする。
入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、土木設計業務等委託契約書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。